



各位

平成 18 年 5 月 25 日

会社名 株式会社バンダイナムコホールディングス
代表者名 代表取締役社長 高 須 武 男
問合せ連絡先名 取締役 田 中 慶 治
電話番号 0 3 (5 7 8 3) 5 5 0 0
(コード番号 7832 東証一部)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ③

[当社および当社子会社の使用人に対するストック・オプションの付与]

当社は、取締役会において、ストック・オプションの実施等を目的として、株主以外のものに対し特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 18 年 6 月 26 日開催予定の第 1 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプション制度を導入する目的および有利なる条件による発行を必要とする理由

バンダイナムコグループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、当社および当社子会社の使用人に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社および当社子会社の一部使用人に割り当てるものといたします。

対象会社・当社

- ・戦略ビジネスユニット*の主幹会社で、かつ当社の 100%子会社である株式会社バンダイ、株式会社ナムコ、株式会社バンダイナムコゲームス
- ・当社設立時点（平成 17 年 9 月 29 日）で上場会社であり、グループ組織再編に伴い非上場会社となった株式会社バンプレスト、株式会社バンダイロジカル

*当社グループは、事業ドメインごとに「トイホビー」「アミューズメント施設」「ゲームコンテンツ」「ネットワーク」「映像音楽コンテンツ」の 5 つの戦略ビジネスユニットと、それを横断する機能などの役割を担う関連事業グループで構成しております。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

普通株式 2,430,000株（発行済株式総数の0.93%）を1年間の上限といたします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合など、新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

(3) 発行する新株予約権の数

24,300個を上限といたします。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、100株といたします。

ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的となる株式の数についても同様の調整を行います。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとします。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、次により決定される新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額に、付与株式数を乗じた金額といたします。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）といたします。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先だつ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値といたします。

なお、新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式に

より1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\begin{array}{ccc} \text{調 整 後} & \text{調 整 前} & \\ \text{払込金額} & \text{払込金額} & > \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \end{array}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合、または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合、単元未満株式の売渡請求に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\begin{array}{ccc} \text{調 整 後} & \text{調 整 前} & \\ \text{払込金額} & \text{払込金額} & \frac{\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}} \end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株の処分」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものといたします。

（6）新株予約権の権利行使期間

平成20年7月10日から平成22年6月30日までとします。

（7）新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社グループ会社の使用人の地位を保有していることを要します。
- ②①の規定にかかわらず、新株予約権者は自己都合により退職した場合には、当該事由発生後6か月に限り付与された新株予約権を保有し権利行使できるものといたします。
ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し権利行使することはできません。なお、会社都合による退職の場合、その他会社が正当と認める場合には、その権利および権利行使期間に変更はないものといたします。
- ③新株予約権者が死亡した場合当該権利の行使は相続人（1名に限る。）が行うものといたします。この場合に、当該相続人は当該事由発生後6か月（新株

予約権の権利行使期間満了前に新株予約権者が死亡した場合には、権利行使期間到来から6か月)に限り付与された新株予約権を保有し権利行使ができるものいたします。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し権利行使することはできません。

④新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものいたします。

⑤その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(8) 新株予約権の消却の事由および消却条件

当社は、新株予約権の割当を受けた者が(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合に、その新株予約権を消却することができます。

この場合、当該新株予約権は無償で消却するものいたします。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものいたします。

(注) 上記の内容については、平成18年6月26日開催予定の当社株主総会において、「当社および当社子会社の使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

以上

(ご参考)

「ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ」は以下の3件を開示しております。

- ① 当社取締役に対するストック・オプションの付与
- ② 当社子会社取締役に対するストック・オプションの付与
- ③ 当社および当社子会社の使用人に対するストック・オプションの付与